

特定非営利活動法人エチオピア平和教育機構
定 款

特定非営利活動法人エチオピア平和教育機構定款

第1章 総 則

(名 称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人エチオピア平和教育機構という。

2 この法人の英文名は、Ethiopia Peace Education Organizationとする。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を東京都北区志茂四丁目46番9号に置く。

(目 的)

第3条 この法人は、広く一般市民、特にエチオピア及び日本の若者を対象とした、平和教育の推進活動、啓発、情報提供等の事業を行うことで、武力紛争及び貧困等の国際問題への理解と国際平和を図り、もって広く公益に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 社会教育の推進を図る活動
- (2) 人権の擁護又は平和の推進を図る活動
- (3) 国際協力の活動
- (4) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

(事業の種類)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、特定非営利活動に係る事業として、次の事業を行う。

- (1) 国内外における国際理解、国際協力及び国際平和の啓発、情報提供及び支援に関する事業
- (2) その他目的を達成するために必要な事業

第2章 会 員

(種 別)

第6条 この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体
- (2) 賛助会員 この法人の目的に賛同し賛助するために入会した個人及び団体

(入 会)

第7条 会員の入会について、特に条件は定めない。

- 2 会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとする。

- 3 理事長は、前項の申し込みがあったとき、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。
- 4 理事長は、第2項のものの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

第8条 会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 継続して1年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

(退 会)

第10条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除 名)

第11条 会員が次の各号の一に該当する場合には、総会の議決により、これを除名することができる。

- (1) この定款に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- 2 前項の規定により会員を除名しようとする場合は、議決の前に当該会員に弁明の機会を与えなければならない。

第3章 役 員

(種別及び定数)

第12条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 3人以上
- (2) 監事 1人以上
- 2 理事のうち1人を理事長とし、若干名を副理事長とすることができる。

(選任等)

第13条 理事及び監事は、総会において選任する。

- 2 理事長及び副理事長は、理事の互選とする。
- 3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
- 4 法第20条各号のいずれかに該当する者は、この法人の役員になることができない。
- 5 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねてはならない。

(職 務)

第14条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

- 2 理事長以外の理事は、法人の業務について、この法人を代表しない。
- 3 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故があるとき又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。
- 4 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び総会又は理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。
- 5 監事は、次に掲げる職務を行う。
 - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
 - (2) この法人の財産の状況を監査すること。
 - (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
 - (4) 前号の報告をするために必要がある場合には、総会を招集すること。
 - (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べること。

(任期等)

第15条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠のため、又は増員により就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。
- 3 前2項の規定にかかわらず、任期満了前に、総会において後任の役員が選任された場合は、当該総会が終結するまでを任期とする。任期満了後、後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を延長する。
- 4 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第16条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解 任)

第17条 役員が次の各号の一に該当する場合には、総会の議決により、これを解任することができる。

- (1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。
 - (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。
- 2 前項の規定により役員を解任しようとする場合は、議決の前に当該役員に弁明の機会を与えなければならない。

(報酬等)

第18条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

第4章 会 議

(種 別)

第19条 この法人の会議は、総会及び理事会の2種とする。

2 総会は、通常総会及び臨時総会とする。

(総会の構成)

第20条 総会は、正会員をもって構成する。

(総会の権能)

第21条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散及び合併
- (3) 会員の除名
- (4) 事業計画及び予算並びにその変更
- (5) 事業報告及び決算
- (6) 役員の選任及び解任
- (7) 役員の職務及び報酬
- (8) 入会金及び会費の額
- (9) 資産の管理の方法
- (10) 借入金（その事業年度内の収益をもって償還する短期借入金を除く。第47条において同じ。）その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (11) 解散における残余財産の帰属
- (12) その他運営に関する重要事項

(総会の開催)

第22条 通常総会は、毎年1回開催する。

2 臨時総会は、次に掲げる場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め、招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員総数の5分の1以上から会議の目的を記載した書面又は電磁的方法により招集の請求があったとき。
- (3) 監事が第14条第5項第4号の規定に基づいて招集するとき。

(総会の招集)

第23条 総会は、前条第2項第3号の場合を除いて、理事長が招集する。

2 理事長は、前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときには、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法により、開催の日の少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(総会の議長)

第24条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

(総会の定足数)

第25条 総会は、正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することはできない。

(総会の議決)

第26条 総会における議決事項は、第23条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 理事又は正会員が、総会の目的である事項について提案した場合において、正会員全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。

(総会での表決権等)

第27条 各正会員の表決権は、平等なものとする。

2 やむを得ない理由により総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面若しくは電磁的方法をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

3 前項の規定により表決した正会員は、前2条及び次条第1項の適用については、総会に出席したものとみなす。

4 やむを得ない理由により総会の場に来られない正会員は、ネットワーク機器等の接続によるオンライン会議システム(発言等の情報伝達の双方向性及び即時性が確保されているものに限る。以下同じ)によって、総会に出席し、表決することができる。

5 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

(総会の議事録)

第28条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 正会員総数及び出席者数(書面若しくは電磁的方法による表決者又は表決委任者がある場合、又は、オンライン会議システムによる出席者がある場合にあっては、その数を付記すること。)

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及び総会において選任された議事録署名人2人が、記名押印又は署名しなければならない。

3 前2項の規定にかかわらず、正会員全員が書面又は電磁的記録による同意の意思表示をしたことにより、総会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 総会の決議があったものとみなされた事項の内容

(2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称

(3) 総会の決議があったものとみなされた日及び正会員総数

(4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

(理事会の構成)

第29条 理事会は、理事をもって構成する。

(理事会の権能)

第30条 理事会は、この定款に別に定める事項のほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない業務の執行に関する事項

(理事会の開催)

第31条 理事会は、次に掲げる場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の2分の1以上から理事会の目的である事項を記載した書面又は電磁的方法により招集の請求があったとき。

(理事会の招集)

第32条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第2号の規定による請求があったときは、その日から14日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法により、開催の日の少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(理事会の議長)

第33条 理事会の議長は、理事長がこれにあたる。

(理事会の議決)

第34条 理事会における議決事項は、第32条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(理事会での表決権等)

第35条 各理事の表決権は、平等なものとする。

- 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法をもって表決することができる。
- 3 第2項の規定により表決した理事は、次条第1項の適用については、理事会に出席したものとみなす。
- 4 やむを得ない理由により理事会の場に来られない理事は、ネットワーク機器等の接続によるオンライン会議システムによって、理事会に出席し、表決することができる。
- 5 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることはできない。

(理事会の議事録)

第36条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所

- (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面若しくは電磁的方法による表決者がある場合、又は、オンライン会議システムによる出席者がある場合にあっては、その数を付記すること。）
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人が記名押印又は署名しなければならない。

第5章 資 産

（資産の構成）

第37条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄付金品
- (4) 財産から生じる収益
- (5) 事業に伴う収益
- (6) その他の収益

（資産の区分）

第38条 この法人の資産は、特定非営利活動に係る事業に関する資産とする。

（資産の管理）

第39条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

第6章 会 計

（会計の原則）

第40条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行わなければならない。

（会計の区分）

第41条 この法人の会計は、特定非営利活動に係る事業会計とする。

（事業年度）

第42条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

（事業計画及び予算）

第43条 この法人の事業計画及びこれに伴う予算は、毎事業年度ごとに理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第44条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。

2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(予算の追加及び更正)

第45条 予算成立後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第46条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(臨機の措置)

第47条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

第7章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第48条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する事項については、所轄庁の認証を得なければならない。

2 この法人の定款を変更(前項の規定により所轄庁の認証を得なければならない事項を除く。)したときは、所轄庁に届け出なければならない。

(解 散)

第49条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産手続開始の決定
- (6) 所轄庁による設立の認証の取消し

2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の4分の3以上の議決を経なければならない。

3 第1項第2号の事由によりこの法人が解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第50条 この法人が解散（合併又は破産手続開始の決定による解散を除く。）したときに残存する財産は、法第11条第3項に掲げる者のうち、総会において議決したものに譲渡するものとする。

(合併)

第51条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第8章 公告の方法

(公告の方法)

第52条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、内閣府NPO法人ポータルサイト（法人入力情報欄）に掲載して行う。

第9章 事務局

(事務局の設置)

第53条 この法人に、この法人の事務を処理するため、事務局を設置することができる。
2 事務局には、事務局長及び必要な職員を置くことができる。

(職員の任免)

第54条 事務局長及び職員の任免は、理事長が行う。

(組織及び運営)

第55条 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

第10章 雑 則

(細 則)

第56条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附 則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、次のとおりとする。

理 事 長	板倉 弘明
副理事長	小峯 茂嗣
理 事	清水 拓人
監 事	出口 果歩
- 3 この法人の設立当初の役員の任期は、第15条第1項の規定にかかわらず、この法人の成立の日から令和10年6月30日までとする。

4 この法人の設立当初の事業年度は、第42条の規定にかかわらず、この法人の成立の日から令和9年3月31日までとする。

5 この法人の設立当初の事業計画及び予算は、第43条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。

6 この法人の設立当初の入会金及び会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

(1) 入会金	正会員（個人）	0円
	正会員（団体）	0円
	賛助会員（個人）	3,000円
	賛助会員（団体）	10,000円
(2) 年会費	正会員（個人）	0円
	正会員（団体）	0円
	賛助会員（個人）	一口3,000円
	賛助会員（団体）	一口10,000円

役員名簿（役員名簿及び役員のうち報酬を受ける者の名簿）

特定非営利活動法人エチオピア平和教育機構

1 確認事項（法第20条及び第21条を確認の上、チェックを入れてください。）

- ☒以下の役員には、欠格事由者が含まれません。（法第20条関係）
- ☒各役員について、親族の規定に違反していません。（法第21条関係）

2 役員一覧

	役 名 (どちらかに○)	(フリガナ)		報酬の有無 (どちらかに○)	役職名等
		氏 名			
1	☒ 理事・ ☒ 監事	イクラ ヒロアキ 板倉 弘明		有・ ☒ 無	理事長
2	☒ 理事・ ☒ 監事	コミネ シゲツグ 小峯 茂嗣		有・ ☒ 無	副理事長
3	☒ 理事・ ☒ 監事	シズ タクト 清水 拓人		有・ ☒ 無	
4	理事・ ☒ 監事	デグチ 隼 出口 果歩		有・ ☒ 無	
5	理事・監事			有・無	
6	理事・監事			有・無	
7	理事・監事			有・無	
8	理事・監事			有・無	
9	理事・監事			有・無	
10	理事・監事			有・無	

令和8年度

事業計画書

特定非営利活動法人エチオピア平和教育機構

1 事業実施の方針

設立初年度は、ホームページの開設、SNS等を利用した広報活動を積極的に行うとともに、エチオピア国内のNPO登録手続きを進める。また、平和教育の推進活動、啓発、情報提供等の事業を順次行うことで、武力紛争及び貧困等の国際問題への理解と国際平和を図り、もって広く公益に寄与するため、下記事業を立ち上げ、推進する。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

(事業費の総費用【208】千円)

定款に記載された事業名	事業内容	日時	場所	従事者人数	受益対象者範囲	受益対象者人数	事業費(千円)
国内外における国際理解、国際協力及び国際平和の啓発、情報提供及び支援に関する事業	エチオピアの若者への平和教育活動として、エチオピアの歴史を具体的な事例とともに学ぶ機会を提供、メディアリテラシー教育、心理学などの観点も取り入れながら、平和的に社会課題を解決するための考え方を提供。初年度は、教材制作と、現地のスタッフによるエチオピア国内での活動準備。すでにエチオピア人100人以上との交流があり、NPO協力メンバーを募集。	法人成立以降 年2～5回	法人事務所 エチオピア アデイスアベバ	3人	エチオピアの中学生から大学生	300人	208
	ディスカッション、講義ワークショップ等のイベントを企画、オンライン開催。 日本においては、JICAパートナー、JANICなど、NPOが使用できるオンラインのウェブサイトイベントに掲載することで参加者を募集、エチオピアにおいては、Linked inやWhatsupなどのSNSで現地の方々との繋がりを作りながら宣伝。	法人成立以降 年1～2回	日本エチオピア(オンライン)	3人	国際問題に関心のある一般市民	10人/回	
	ホームページ、SNS等による情報（エチオピアの事例を中心とした国際問題の理解促進に貢献できるコンテンツ）の発信。	法人成立以降 通年	法人事務所	1人	国際問題に関心のある一般市民	不特定多数	

令和9年度

事業計画書

特定非営利活動法人エチオピア平和教育機構

1 事業実施の方針

令和9年度は、エチオピア及び日本の若者を対象とした、平和教育の推進活動、ホームページやSNS等を利用した啓発、情報提供、イベント開催を行うことで、武力紛争及び貧困等の国際問題への理解と国際平和を図り、もって広く公益に寄与するため、下記事業を推進する。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

(事業費の総費用【1,326】千円)

定款に記載された事業名	事業内容	日時	場所	従事者人数	受益対象者範囲	受益対象者人数	事業費(千円)
国内外における国際理解、国際協力及び国際平和の啓発、情報提供及び支援に関する事業	エチオピアの若者への平和教育活動として、エチオピアの歴史を具体的な事例とともに学ぶ機会を提供、メディアリテラシー教育、心理学などの観点も取り入れながら、平和的に社会課題を解決するための考え方を提供。初年度は、教材制作と、現地のスタッフによるエチオピア国内での活動準備。すでにエチオピア人100人以上との交流があり、NPO協力メンバーを募集。	年5～10回	法人事務所 エチオピア アデイスアベバ	3人	エチオピアの中学生から大学生	10～30人／回	1,326
	ディスカッション、講義ワークショップ等のイベントを企画、オンライン開催。 日本においては、JICAパートナー、JANICなど、NPOが使用できるオンラインのウェブサイトにてイベントを掲載することで参加者を募集、エチオピアにおいては、Linked inやWhatsupなどのSNSで現地の方々との繋がりを作りながら宣伝。	年1～5回	日本エチオピア(オンライン)	3人	国際問題に関心のある一般市民	10人／回	
	ホームページ、SNS等による情報（エチオピアの事例を中心とした国際問題の理解促進に貢献できるコンテンツ）の発信	通年	法人事務所	1人	国際問題に関心のある一般市民	不特定多数	

令和8年度 活動予算書

成立の日から令和9年3月31日まで

特定非営利活動法人エチオピア平和教育機構
(単位：円)

科目	金額		
I 経常収益			
1. 受取会費			
正会員受取会費	0		
賛助会員受取会費	300,000	300,000	
2. 事業収益			
国内外における国際理解、国際協力及び国際平和の啓発、情報提供及び支援に関する事業収益	0	0	
3. 受取寄附金			
受取寄附金	0	0	
経常収益計			300,000
II 経常費用			
1. 事業費			
(1) 人件費			
給料手当	0		
人件費計	0		
(2) その他経費			
会議費	4,000		
旅費交通費	0		
通信運搬費	36,000		
教材費	40,000		
広告宣伝費	100,000		
消耗品費	28,000		
その他経費計	208,000		
事業費計		208,000	
2. 管理費			
(1) 人件費			
役員報酬	0		
給料手当	0		
人件費計	0		
(2) その他経費			
会議費	4,000		
通信運搬費	0		
広告宣伝費	0		
地代家賃	0		
水道光熱費	0		
支払手数料	2,000		
消耗品費	15,000		
その他経費計	21,000		
管理費計		21,000	
経常費用計			229,000
税引前当期正味財産増減額			71,000
法人税、住民税及び事業税			70,000
当期正味財産増減額			1,000
設立時正味財産額			0
次期繰越正味財産額			1,000

令和9年度 活動予算書

令和9年4月1日から令和10年3月31日まで

特定非営利活動法人エチオピア平和教育機構
(単位: 円)

科目	金額		
I 経常収益			
1. 受取会費			
正会員受取会費	0		
賛助会員受取会費	1,370,000	1,370,000	
2. 事業収益			
国内外における国際理解、国際協力及び国際平和の啓発、情報提供及び支援に関する事業収益	0	0	
3. 受取寄附金			
受取寄附金	160,000	160,000	
経常収益計			1,530,000
II 経常費用			
1. 事業費			
(1) 人件費			
給料手当	324,000		
人件費計	324,000		
(2) その他経費			
会議費	4,000		
謝礼金	30,000		
旅費交通費	410,000		
通信運搬費	108,000		
教材費	40,000		
広告宣伝費	336,000		
消耗品費	74,000		
その他経費計	1,002,000		
事業費計		1,326,000	
2. 管理費			
(1) 人件費			
役員報酬	0		
給料手当	120,000		
人件費計	120,000		
(2) その他経費			
会議費	4,000		
通信運搬費	0		
広告宣伝費	0		
地代家賃	0		
水道光熱費	0		
支払手数料	5,000		
消耗品費	0		
その他経費計	9,000		
管理費計		129,000	
経常費用計			1,455,000
税引前当期正味財産増減額			75,000
法人税、住民税及び事業税			70,000
当期正味財産増減額			5,000
前期繰越正味財産額			1,000
次期繰越正味財産額			6,000

特定非営利活動法人エチオピア平和教育機構 設立趣旨書

1 設立の趣旨

平和と安定の持続は、国際社会の繁栄にとって不可欠なものです。一度紛争が起こると、その国の開発の成果が瞬時に失われ、膨大な社会的・経済的な損失が発生します。

エチオピアは、80以上の民族が共生する多民族国家であり、数多くの武力衝突が発生しております。2020年11月に始まったエチオピアのティグライでの紛争は、同国史上最も壊滅的な被害をもたらしました。あらゆるインフラが破壊され、人々の生活は大きな打撃を受けました。教育セクターは紛争による被害が最も大きかったセクターの一つで、ティグライの子どもたち全員が2年間にわたり学校教育を受けることができませんでした。紛争により、教育の質と教育へのアクセスの面でさまざまな問題が発生し、子どもたちにはトラウマと精神的苦痛も広まっています。この紛争は2022年11月の停戦により終結したものの、特定の民族を攻撃の標的とする武装勢力の活動や、異なる民族コミュニティ間で発生する武力衝突は、現在でも起きています。

これまでも多くの団体が国際平和に貢献する活動を行っていますが、一般市民にとって国際平和、貧困、差別等といった情報にアクセスできる機会は、まだまだ少ないという現実があります。そういった問題を解決するためには、それらについて、誰もが理解を深める場を少しでも多く提供することが重要だと考えます。

設立代表者である板倉は、大学で紛争解決を学び、NGO「アクセプト・インターナショナル」などで活動、紛争終結後のエチオピア・ティグライ州へも赴いております。今、日本の平和教育は原爆を体験された方など戦争経験者の方から話を聞くことが主流になっていますが、戦争を語れる方も高齢化しており、今後は新しい方法での平和教育を作り、戦争を知らない日本の若者へ、現在も紛争が近くで起きている地域の若者へ、世界の方々に向けて平和への思いを発信する取り組みが重要だと考えております。

そこで私たちは、国内外における国際理解、国際協力及び国際平和の啓発、情報提供及び支援に関する事業として、日本及びエチオピアの学生を対象とした平和教育を実施いたします。教育の中では、過去の具体的な経験を若い世代が学ぶ機会を学校と連携し講義という形で実施する予定です。日本でのNPO法人設立が完了したのち、エチオピア国内でのNPO登録を行い、現地の教育省からの推薦状を発行してもらうことで、現地の公立学校での講義が可能と確認がとれており、設立後には早急にそれら準備を進めて参ります。また、エチオピア全土での、世代や民族の垣根を超えた人々との平和をテーマとしたディスカッションイベントを計画しております。すでに個人としては、8人ほど参加するイベントをオンラインと対面で実施しております。さらに日本国内でも多くの方々にエチオピアの社会問題を知ってもらい、相互理解を促進するための講義、ワークショップ等を企画及び開催し、より一層、国際平和の啓発と平和教育の推進を図って参ります。

開設にあたっては、個人で行っていた平和教育活動に限界を感じ、今後のエチオピアでの平和教育活動の遂行と、日本国内における学校、関連団体等との連携を強化し全国的な活動へと展開するためにも、積極的に情報公開を行い社会的信用を高めることができる特定非営利活動法人が最適と考え、特定非営利活動法人エチオピア平和教育機構を設立することにしました。

当法人は、広く一般市民、特にエチオピア及び日本の若者を対象とした、平和教育の推進活動、啓発、情報提供等の事業を行うことで、武力紛争及び貧困等の国際問題への理解と国際平和を図り、もって広く公益に寄与することを目的とし、社会に貢献していきたいと考えております。

2 申請に至るまでの経緯

令和6年12月19日、エチオピアの私立高校の生徒に対してオンラインにて平和教育に関する講義をしました。

令和7年6月28日、平和をテーマとしたディスカッションイベント（オンライン）を開催しました。

令和7年10月11日、平和をテーマとしたディスカッションイベント（対面）を開催しました。

令和8年7月7日午後1時より発起人会を開き、設立の趣旨、定款、会費及び財産、令和8年度及び令和9年度の事業計画、活動予算、役員の案を審議し決定しました。

令和8年7月21日午後1時より設立総会を開き、発起人より設立の趣旨、定款、会費及び財産、令和8年度及び令和9年度の事業計画、活動予算、役員の案を提案し、審議の上、決定しました。

以上をもって、特定非営利活動法人エチオピア平和教育機構の設立を申請することとしました。

令和8年7月21日

設立代表者

氏名 板倉 弘明